

## 企画提案応募要領

1 委託業務名 令和8年度手話の普及指針委託業務（以下「本委託業務」という。）

### 2 目的

沖縄県では、沖縄県手話言語条例の基本理念のもと、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和6年3月に、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする第3期沖縄県手話推進計画を策定しました。

本委託業務では、同計画に基づき、県民が手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及を図ることを目的とします。

### 3 委託業務の内容

別添 企画提案仕様書のとおり

4 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 5 応募資格

原則として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。
- (2) 地方公共団体等から広報事業（イベント、広報企画等）の業務若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受け、適切に履行した実績があること。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条に規定する暴力団をいう）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本委託業務を履行することができる体制が整備されていること。
- (6) 沖縄県内に事業所を有するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (7) 本委託業務の専任担当者を割り当てる等、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 応募は単独に限らずコンソーシアム（共同企業体）でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア コンソーシアムを代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ コンソーシアムを構成するすべての事業者は、応募参加資格(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の要件を満たす者であること。
  - ウ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)、(6)、(7)の要件を満たす者であること。
  - エ コンソーシアムの構成員は重複応募する者でないこと。
  - オ コンソーシアムを代表する事業者は事業目的達成のため他の構成員との連携を密にし、本委託業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

### 6 応募の手続

(1) 応募要領等の掲載

ア 掲載期間： 公告の日から令和8年7月10日（金）15時まで

イ 入手方法： 沖縄県ホームページの「公募・入札（広報・広告・イベント）」からダウンロード（トップページ並びに障害福祉課からリンク）

(2) 企画提案書の提出について

ア 提出期限： 令和8年7月10日（金）15時まで

※ 提出期限後の提出については、受付いたしません。

イ 提出書類： 7 提出書類 に定める書類

ウ 提出部数： 8部（正本1部及び副本7部）

エ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。ただし郵送の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし提出期限内に到着するよう送付すること。

オ 提出先： 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県生活福祉部障害福祉課

(3) 質問事項受付期間

ア 受付期間： 令和8年7月3日（金）17時まで

イ 質問方法： 別紙1「質問書」により電子メールで提出すること  
（提出先）aa029017@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法： 沖縄県ホームページの「公募・入札（広報・広告・イベント）」にて随時掲載（トップページ並びに障害福祉課からリンク）

エ 最終回答日（予定）：令和8年7月9日（木）

7 提出書類

(1) 企画提案応募申請書 ..... 【様式1】

(2) 企画提案書 ..... 【様式2】

※ A4版横置き・横書きを基本とする。

(3) 会社概要 ..... 【様式3】

(4) 積算書 ..... 【様式4】

積算の費目については、企画提案仕様書の「8(2) 経費の計上」を参照すること。

(5) 委託業務のスケジュール ..... 【様式5】

(6) 委託業務の執行体制 ..... 【様式6】

(7) 受託実績書 ..... 【様式7】

(8) 誓約書 ..... 【様式8】

(9) 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

(10) 滞納がないことの証明書

① 県税

主たる事業所等の所在地を管轄する事務所等が発行する課税されている全ての税目について滞納がない旨の証明書

② 国税

主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書（その3の3）

※ コンソーシアム（共同企業体）の場合

ア コンソーシアム協定書（原本1部）を提出すること。協定書の作成に当たっては、別添のひな型を参考にすること。

イ 構成員毎に、(3) 会社概要、(7) 受託実績書、(9) 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類、(10) 滞納がないことの証明書 を提出すること。

## 8 企画提案書の仕様

- (1) 提出書類は7(1)～7(10)の順で並べ、様式と様式の間には白紙（合紙）を挟み、白紙（合紙）にインデックスを付すこと。
- (2) 7(2) 企画提案書は、A4版（色刷り可）横置きを基本とする。作成に当たっては、理解を容易にするため、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。
- (3) 長辺2穴パンチ、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル閉じ不可）
- (4) 各書類には、表紙・目次・合紙を除いて、通し番号によるページを付すこと。
- (5) 両面印刷を使用する場合、縦置きの資料は左右開き、横置きの資料は上下開きで印刷すること。

## 9 委託業者の選定方法

- (1) 沖縄県生活福祉部障害福祉課において、第1次審査（資格及び書類審査）を行い、上位3者程度（第1次審査の状況等により増減することがある）を選定する。
- (2) 応募件数が3者未満の場合の第1次審査は資格審査のみとし、適格者全てを第2次審査（プレゼンテーション）の対象とする。
- (3) 第1次審査で選定された事業者に対しては、結果及び第2次審査実施日時を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、結果等の通知は電子メールで行う。
- (4) 第2次審査は、提案書の内容や経費等について、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において総合的な観点から審査し、提案内容等の優れた順で順位をつける。その後、企画提案選定委員会の意見に基づき、委託予定事業者を決定し、審査対象者全員へ結果を電子メールで通知する。  
なお、第2次審査の日程は令和8年7月24日（金）頃を予定している。
- (5) 選定にかかる留意事項
  - ア 企画提案選定委員会は非公開で行い、審査の経過状況、点数及び順位等に関する問い合わせには応じない。また、審査等についての異議申し立て等は受け付けない。
  - イ 審査の結果については、沖縄県が決定した委託予定事業者名のみ発表とする。
  - ウ 企画提案選定委員会により選定した事業者が辞退した場合又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
  - エ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

## 10 見積もりに関する要件

11,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）で見積もること。

※ この額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なることがある。

## 11 契約保証金について（沖縄県財務規則第101条抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をする時又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結する時。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められる時。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。

### 13 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 応募要領に違反すると認められる場合
  - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書や関連する事項について、提出後ヒアリングを行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、企画提案の主たる内容に影響しない軽微な変更を除き、原則認めない。
- (5) 企画提案書等の作成・提出及びプレゼンテーションに要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、当該提案者の負担とする。
- (6) 提出された書類については返却しない。
- (7) 委託事業者の選定に当たっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するに当たっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

### 14 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県生活福祉部障害福祉課

T E L : 098-866-2190 / F A X : 098-866-6916

メール : aa029017@pref.okinawa.lg.jp